６広報課第２７００号

令和７年１月３１日

日本労働組合総連合会神奈川県連合会

会　長　林　克己　様

日本労働組合総連合会神奈川県連合会

相模原地域連合

議　長　川﨑　晴彦　様

相模原市長　本村　賢太郎

２０２５年度に向けた政策・制度要求と提言について（お答え）

日ごろから、市政に対しまして、ご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

ご要請につきましては、次のとおりお答えいたします。

なお、その他各執行機関に関するご要請につきましては、各執行機関に確認した内容となり

ます。

**【経済産業政策】**

1. **ＤＸやＧＸの進展により起こり得る、産業・経済・社会の変化に対応する取り組み**

**重点１**

**経済や産業の構造変革に対応するため、社会基盤やあらゆる産業において、ＡＩ・ＩｏＴ**

**などのさらなる活用をはじめ、ＤＸの実現に向けた環境整備を積極的に支援するとともに、特に中小企業における業務基盤を支える資金については、融資・助成等様々な方法での支援を積極的に行うこと。**

**【回答】**

　　本市における中小企業のＤＸ化の実現に向けた支援につきましては、ＤＸ化の必要性や本

質、取組事例などを紹介する「ＤＸ化推進フォーラム」のほか、中小企業のためのＤＸ勉強

会の開催など、中小企業のＤＸ化やデジタル人材の育成に向けた支援を実施しております。

　　また、国においては、ＩＴ導入補助金、神奈川県では小規模事業者デジタル化支援推進事

業費補助金を実施しており、中小企業の利用促進に向け、産業支援機関と連携して周知して

まいります。

　　融資・助成等の支援につきましては、事業活動に必要な資金を低利率で調達できるよう中

小企業融資制度等を実施しております。

（環境経済局）

**重点２**

**ＤＸやＧＸなどの進展により起こり得る、産業・経済・社会への様々な変化について、具体**

**的な対応策を検討するための政労使が参画する枠組みを早急に構築すること。また、企業に**

**おける人的投資、設備投資、研究開発に対する支援を速やかに実施すること。特に、雇用形態**

**や企業規模にかかわらず、変化に対応した働く者の学び直しや企業主体の職業能力開発に対**

**する支援を強化すること。**

**【回答】**

　　産業・経済・社会における様々な変化に対応していくため、国、地方公共団体、事業主団

体、労働団体における情報共有、意見交換の必要性を認識しており、神奈川労働局が主催す

る地方版政労使会議「神奈川働き方改革会議」に本市も参画しております。

　 また、企業支援につきましては、デジタル人材育成事業や、産業用ロボット導入補助金、

中小企業研究開発補助金を実施しております。

　国においては、リスキリングによる能力向上支援や職業開発に対する支援を行っているこ

とから、ハローワーク等の関係機関と連携し、周知に努めてまいります。

（環境経済局）

**２．公正な取引の実施および労務費の適正な価格転嫁への対応を求める取り組み**

**重点３**

**2023年11月に公表された「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を活用した適正な取引に向け、実効性の高い啓発や積極的な指導を行うこと。とりわけ、自治体が行う公共事業、公共調達などにおいても労務費の価格転嫁がはかれるよう率先垂範して時勢に応じた設計労務単価の引き上げや工期・納期の設定を行うこと。加えて、サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正な分配をめざす「パートナーシップ構築宣言」を行う企業が増えるよう、啓発・助言を行うこと。**

**また、特別高圧契約法人の電気料金負担等、企業・事業者の努力のみでは価格の転嫁が難しい負担についての軽減対策を引き続き講じること。**

**【回答】**

　　 適正な取引に向けた価格転嫁の円滑化につきましては、産業支援機関と連携し、価格交渉

に関するセミナーの開催や個別相談を実施してまいりました。

設計労務単価につきましては、社会経済情勢に応じ、毎年度見直しを行っております。

また、工期・納期の設定につきましては、週休２日などを不稼働日として工期に加算する

など、ゆとりある工期・納期設定となるよう取り組んでおります。

引き続き、国や他自治体の動向を踏まえ、適正な労務単価や工期・納期の設定に努めてま

いります。

パートナーシップ構築宣言につきましては、産業支援機関と連携し、市内企業に対して周

知を図ってまいります。

また、特別高圧受電者に対する支援につきましては、本年度は神奈川県が実施している

ことから、国や神奈川県の経済対策の動向を注視し、必要性を含めて検討してまいります。

（財政局、環境経済局、都市建設局）

**３．男女の賃金格差解消に向けた課題の解消を求める取り組み**

**重点４**

**女性活躍推進法の改正に伴い公表が義務付けられた男女の賃金格差等について、公表される情報を把握し、雇用の全ステージにおける直接・間接差別の要因となる社会制度・慣行の見直しを推進すること。さらに、すべての人がその能力において希望する働き方と働き続けることを選択することが可能となる社会の実現に向けた施策を展開すること。**

**【回答】**

　　男女の賃金格差等につきましては、国の調査等を参考に実態の把握に努めてまいります。

また、雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保の促進を図るため、男女共同参

　画に関する市民意識・事業所調査等により実態把握に努め、男女が共に働きやすい環境づくりに取り組んでまいります。

（環境経済局）

**【雇用・労働政策】**

**１．安定雇用と就労継続および適正な労働対価を求める取り組み**

**重点５**

**男女がともに仕事と育児や介護等の両立を実現するためには、働き方を見直し、男性も含めた労働時間の短縮や、支援制度等の環境整備が不可欠である。男性の積極的な育休取得と取得期間の延長を促進し、妊娠・出産や育児などを経ながら男女がともに就業継続できる環境の整備に向けて、男女雇用機会均等法や育児・介護休業法等の周知・徹底とともに、企業における両立支援制度等の充実、働き方の見直しを含めたワーク・ライフ・バランスの取り組みの促進・支援など、施策の拡充をはかること。**

**【回答】**

仕事と育児や介護等の両立に向けた個人を対象にした取組としては、妊娠期から出産、育

児までの情報を掲載した「子育てガイド」の“パパのページ”において、男女雇用機会均等

法や育児・介護休業法の内容を含めた子育てと仕事の両立のための情報、ワーク・ライフ・

バランスの実現に向けた内容を掲載するなど、周知啓発に努めております。

事業者を対象にした取組としては、働きながら安心して育児や介護ができる地域社会を目

指し、仕事と家庭との両立支援を積極的に行う企業を表彰する「仕事と家庭両立支援推進企

業表彰」や表彰企業の取組について紹介するリーフレットを作成・配布するなど周知啓発に

努めるとともに、令和５年度からの事業として、子育てを行う従業員が働きやすい環境の整

備に取り組む事業主に対する補助を行うなど、ワーク・ライフ・バランスの促進に向けた取

組の充実に努めております。

また、仕事と家庭の両立支援事業として、子育て世代のライフステージに応じたセミナー、

育児や介護と仕事を両立しながら働き続けるための支援制度などを学ぶ講座やワーク・ライフ・バランスの重要性に関する啓発講座なども開催しており、引き続き、関係機関と連携しながら、ワーク・ライフ・バランスの実現に向け取り組んでまいります。

（環境経済局、市民局）

**重点６**

**会社の指揮命令を受けるなど雇用契約に近いにもかかわらず、形式上は業務委託契約とされる等によって、労働法の保護を受けることができない労働者が増加していることを踏まえ、労基法上の労働者として労働条件の最低基準が遵守されるよう、啓発・教育の機会の充実をはかること。**

**【回答】**

　　フリーランスが安心して働ける環境を整備するため、「フリーランス・事業者間取引適正化

法」が令和６年１１月から施行されました。こうしたことから、関係者機関等にリーフレットの配布による周知を行うなど、啓発に努めてまいります。

（環境経済局）

**２．安全に働くことができる環境を求める取り組み**

**重点７**

**自動車運転業務、医師、建設事業等を含め時間外労働の上限規制が確実に遵守されるよう監督・指導を徹底し、長時間労働の是正をはかること。**

**【回答】**

　　長時間労働の是正につきましては、各都道府県労働局に労働局長を本部長とする「働き方改革推進本部」が設置され、長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進等の「働き方改革」について、労使団体への協力要請や情報発信等を行っており、長時間労働が疑われる事業場に対して労働基準監督署が監督指導を実施していると承知しております。

（環境経済局）

**重点８**

**セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、パワー・ハラスメントなど、あらゆるハラスメントの根絶に向けて、職場・地域における対策の充実をはかること。あわせて、あらゆる職種・職域におけるハラスメントについて当事者が安心して相談ができる環境を改善整備するとともに、対応人材の育成を計画的に行うよう指導を徹底すること。**

**【回答】**

ハラスメントの相談につきましては、中央区役所市民相談室において、かながわ労働センター県央支所の職員による労働相談を実施しているほか、国が実施するハラスメント悩み相談室を周知しております。また、パワー・ハラスメント防止については、令和４年４月から改正労働施策総合推進法が全面施行され、全ての企業においてパワー・ハラスメント防止策を講じることが義務化されたことから、かながわ労働センター県央支所と連携し、企業の人事・労務担当者を対象に、パワー・ハラスメント防止に向けた労務管理セミナーを実施しております。

ハラスメントの根絶に向けて、労働者が安心して働ける職場環境の充実が図られるよう、引き続き、関係機関と連携して取組を進めてまいります。

（環境経済局）

**３．障がい者雇用・外国人労働者をめぐる課題に適正な対応を求める取り組み**

**重点９**

**障がい者の法定雇用率の段階的引き上げに伴い、障がい者雇用の経験やノウハウが不足する「雇用ゼロ企業」および、新たに障がい者雇用を行うことになる企業に対し、事例やノウハウの共有化をはかり、準備段階から採用後の定着支援までの総合的な支援を行うこと。**

**あわせて、障がい者および企業からの相談機能を強化し、障がいの有無、種類および程度にかかわらず、差別されることなく働ける社会の実現に向けた取り組みを進めること。**

**【回答】**

　障害者雇用につきましては、雇用の創出や促進に向けた障害者就職面接会、週２０時間未

満で働く障害者雇用の求人開拓や求職者とのマッチング、定着支援をする障害者短時間雇用

創出事業、障害者雇用促進のための啓発リーフレットの作成や精神・発達障害者しごとサポ

ーター養成講座等を実施しております。また、市内の障害者雇用の機会の拡大を図るため、

障害者雇用特例子会社設立に係る初期整備費用の一部を補助しております。

引き続き、関係機関と連携して、障害者が差別されることなく働ける社会の実現に向けた

取組を進めてまいります。

また、差別や偏見のない誰もが安心して働ける社会の実現のためには、何より、障害に関

する理解を促進することが重要であることから、本市では、市内企業に対し、障害ごとの特

性や合理的配慮を記載した事例集を配布するなど、様々な機会を捉えた理解啓発に取り組ん

でおります。さらに、相談機能強化の取組につきましても、検討を進めてまいります。

（健康福祉局、環境経済局）

**重点10**

**外国人技能実習制度に代わる育成就労制度および特定技能制度において就労する外国人労働者受け入れについては、適正な受け入れとなるよう指導・監督を強化すること。また、受け入れ外国人労働者の定着、就労継続を促進するためにも、地域の生活者としてのコミュニティ形成に向け、生活情報の多言語発信や日本語習得の機会拡大等について受け入れ企業とも連携した支援を強化すること。**

**【回答】**

　　外国人労働者の受入れにつきましては、全国の労働局や労働基準監督署において、監理団体

及び実習実施者に対し、労働基準関係法令などの周知・啓発に努めるとともに、労働基準関係

法令違反の疑いがある実習実施者に対しては監督指導を実施し、技能実習生の適正な労働条件

と安全衛生の確保に取り組んでいるものと承知しております。

また、さがみはら国際交流ラウンジでは、ホームページで月２回多言語音声ニュースとして

生活情報の発信や、日本語最初級者（来日したての外国人等）を対象に、日本で暮らす上で最

低限必要な日本語を身に着けるための講座を実施し、受講者を地域の日本語教室につないで

おります。引き続き、生活に必要な情報提供や外国人支援事業を進めてまいります。

（環境経済局、市民局）

**【福祉・社会保障政策】**

**１．誰も排除されることなく、安心して暮らせる地域共生社会づくりを求める取り組み**

**重点11**

**地域住民の複雑化・複合化する支援ニーズに対応した相談・支援体制に取り組むこと。また、多様化・複雑化する生活の困りごとに対応する相談については、既存の制度活用だけにとどまらず、連携を模索および強化して対応する「断らない相談支援体制の構築」を基本に、ヤングケアラーを含むすべての地域住民を対象とする包括的支援の体制整備を積極的に進めること。**

**【回答】**

　　世帯の抱える複合化・複雑化した課題に対応するため、相談支援包括化推進員の配置や重層的支援会議の設置を通じた、多機関連携による支援体制の構築など、包括的支援体制の整備に向けた取組を進めており、分野横断的に早期の課題発見と支援に取り組むアウトリーチ型の相談支援体制により、ヤングケアラーを含めた誰一人取り残さない社会の構築を目指しております。

（健康福祉局、こども若者・未来局）

**２．質の高い医療・介護を安心して受けられる社会づくり****を求める取り組み**

**重点12**

**安定した地域医療や介護体制の確保のため、医療・介護職場におけるワーク・ライフ・バランスを尊重し虐待・ハラスメントを生じさせない職場環境づくりを進めるとともに、賃金をはじめとした処遇改善を行い人材確保・離職防止に努めること。**

**【回答】**

　　医療職場における職場環境づくりにつきましては、「第８次神奈川県保健医療計画」において、看護職員が働き続けられる職場環境の整備、離職防止等の定着促進を施策の方向性として定めていることから、今後も、神奈川県の動向を注視してまいります。

介護職場における職場環境づくりにつきましては、介護職員向けのメンタルヘルス相談の実施や相談窓口を設置することで、職員の心理的安全性を高め、その能力を最大限に発揮することができる環境の整備に努めております。

また、介護人材の処遇改善につきましては、介護サービス事業所に対する集団指導講習会等の機会を通じ、処遇改善やベースアップ等支援加算など、賃金等に関する制度の周知及び　　活用促進に努めております。

今後も、運営法人・介護サービス事業所との意見交換を通じた実態把握に努めつつ、離職防止対策などをテーマとした事業所向けの研修の実施や介護サービス事業所における処遇改善等に係る加算取得の促進等により、介護現場における職場環境の改善及び介護人材の処遇改善に向けた取組を進めてまいります。

　（健康福祉局）

**重点13**

**県内の医療人材不足が顕著であることから、災害時をも見据えた地域医療体制が担い手の過度な負担なく維持されるよう計画的人材育成・確保を進めること。**

**【回答】**

　　医療人材の育成・確保のため、本市では、相模原看護専門学校の運営支援をはじめ、医師

や看護師を目指す学生に対して修学資金の貸付を実施しております。

　　また、相模原市病院協会が潜在看護師を対象として実施する各種相談事業や復職研修事業等への支援や、看護師等の確保・就業促進等を行うナースセンターの運営支援を行うとともに、医師や看護師等の定着・確保を図るため、院内保育を実施する医療機関への支援を行うなど、継続的に取り組んでおります。

（健康福祉局）

**３．****すべての子どもが健やかに成長することができる社会づくりを求める取り組み**

**重点14**

**放課後児童の居場所づくり事業については、希望するすべての児童に対応できるよう拡充するとともに、食事提供など更なる放課後施策の充実をはかり、有資格支援員の増員と処遇改善を行うこと。**

**【回答】**

　　放課後の児童の居場所づくり事業につきましては、引き続き、児童クラブの受入枠を拡大するため、学校や民間施設の活用や民間児童クラブの利用促進を図るとともに、放課後子ども教室の拡充や児童クラブと放課後子ども教室との連携した運営などの検討を行ってまいります。

また、食事提供などのサービス拡充につきましては、利用者の皆様から寄せられるご要望やご意見などによりニーズや利用状況を把握した上で、的確に対応していく必要があると考えております。

さらに、有資格である児童育成支援員につきましては、引き続き、人材の確保に努めるとともに、国の基準等を参考に処遇の改善を検討してまいります。

（こども・若者未来局）

**【社会インフラ政策】**

**１．安全・安心で暮らしやすいまちづくりを求める取り組み**

**重点15**

**能登半島地震の経験を踏まえ、地域防災計画の更新および防災訓練等の実施にあたっては、その意思決定の場に女性をはじめ、障がい当事者や性的マイノリティの支援団体、外国人市民等、被災時に弱者となりやすい立場の当事者やその支援者を加え、多様な立場からの意見を取り入れ、きめ細やかかつ柔軟に対応できる備えに足るものとすること。また、ＡＩを活用した災害事前予測や防災マップの精査をはかり、迅速な避難誘導や広域的な安否確認に取り組むこと。加えて、災害対策基本法の改正を受けた、福祉避難所の指定と個別避難計画の策定に向けた市町村の取り組みを促進・支援すること。**

**【回答】**

　　地域防災計画の更新に当たっては、その決定機関となる防災会議の構成員として女性委員

や障害者支援団体などを加え、男女共同参画の考え方や多様な主体の視点を反映できるよう

努めております。

　　また、防災訓練の実施に当たっても、これらの視点を踏まえた訓練を実施できるよう配慮

しております。

　　ＡＩを活用した防災対策等につきましては、今後の技術の進捗状況を鑑みながら研究して

まいります。

　福祉避難所の指定につきましては、施設側の理解を得ることが必要であることから、施設

名の公表等について、施設側の意向も確認しながら検討してまいります。

　また、個別避難計画の策定につきましては、ハザードマップや介護度等の状況により、優

先度の高い方から順次計画の策定に取り組んでおります。

（危機管理局、健康福祉局）

**重点16**

**自治体が管理する道路、橋梁、トンネル等の交通インフラおよび上下水道等の生活インフラの耐震化、老朽化対策を進めるため、予算と人員の確保を行うこと。**

**【回答】**

道路施設、簡易水道、下水道の老朽化や耐震化に係る予算につきましては、国庫補助等の

活用により確保してまいります。

また、下水道の維持管理における公民連携などによる業の効率化や土木職の採用試験にお

ける早期先行枠の実施などにより人員の確保に努めてまいります。

（都市建設局）

**重点17**

**2024年問題に象徴される物流危機に対応するため、共同配送拠点や荷捌き駐車場の整備、宅配ボックス設置に向けた支援策の拡充など、物流事業者や地域の住民など関係箇所と連携した諸施策の推進をはかること。**

**【回答】**

　運送事業者の２０２４年問題への対策は、現在、国の政策において、標準的な運賃の改正や再配達削減に向けた取組が進められており、運送事業者の支援につながるものと認識しております。

　　宅配ロッカー（オープン型宅配ボックス）は、駅やスーパー、コンビニエンスストアなど身近な場所への設置が増えており、再配達防止に向けて宅配ロッカーを活用した受け取り方や、相手方が受け取りやすい時間や場所を指定した送り方の配慮などついて市ホームページにおいて周知をしております。

（環境経済局）

**２．利用しやすく持続可能な地域交通と地域交通網整備を求める取り組み**

**重点18**

**高齢者・障がい者・通学する子どもたち・子育て中の保護者等、公共交通機関を生活に不可欠としている人々の移動に係る手段を確実に確保すること。また、個人特性に依らず、交通不便地における公共交通についても確実に確保すること。そのためにも、整備要員を含めた公共交通を維持するための人材確保と育成の重要性を認識し、処遇改善を含めた対策を実施すること。**

**【回答】**

本市ではこれまでも、誰もが移動しやすく、将来にわたり持続可能な交通体系の確立に向け、路線バスの輸送力確保に係る交通事業者への要請や交通不便地域におけるコミュニティ交通の導入等の取組を推進してまいりました。しかし、全国的なバス・タクシーの運転士不足が深刻化しているため、更なる交通事業者との連携を図りながら、引き続き、移動手段の確保に向けた取組を推進してまいります。

なお、公共交通の担い手の確保と育成は、全国的な課題であると認識しており、単独自治体による支援には限界があるものと考えていることから、関係自治体等と連携し、国・神奈川県に対して運転士の確保・育成に対する支援を求めてまいります。

（都市建設局）

**３．ＤＸ社会を進展させつつ、誰ひとり取り残さない対応を求める取り組み**

**重点19**

**暮らしの中で急速に進むデジタル化に対するデジタルデバイド解消に向け、一人暮らし高齢者や低所得者、障がい者などの利用技術習得機会を確保すること。あわせて、情報格差を埋める対人サービスの確保を行うこと。**

**【回答】**

　　社会全体のデジタル化が進む中、年齢・地理的条件や経済的状況等によるデジタルデバイドの解消は、重要な課題であると認識しており、令和６年２月から５月にかけて、中山間地域にお住まいの高齢者を対象とした、スマートフォン教室を実施いたしました。

今後も、市民の皆様を対象としたデジタル活用に関する講習会の開催や、多様なニーズに応じた行政サービスの提供等により、誰もがデジタルの恩恵を享受できる環境づくりを図るとともに、対人サービスの確保についても検討してまいります。

（市長公室）

**【環境・エネルギー政策】**

**１．カーボンニュートラルの実現を求める取り組み**

**重点20**

**2050年脱炭素社会の実現に向け、「かながわ脱炭素ビジョン2050」の浸透をはかり、地球温暖化対策計画をはじめとする各計画の進捗状況の確認および公表とともに施策の効果を検証すること。目標達成に向け、省エネ家電への買い替え補助等、県民・市民の行動変容を促す施策を重点的に実施すること。また、脱炭素に向けた機運醸成と技術革新のため、産学官の連携による技術開発および実装環境の整備への支援を拡充すること。**

**【回答】**

　　本市では、令和２年９月の「さがみはら気候非常事態宣言」において、２０５０年の二酸

化炭素排出量実質ゼロを表明し、令和５年１１月に改定した「第２次相模原市地球温暖化対

策計画(改定版)」において、２０３０年度における二酸化炭素排出削減目標５０パーセント

を目指すこととして、脱炭素社会の実現に向けた取組の加速化を図っております。

当該計画に基づく削減目標の達成状況や対策・施策の取組状況を把握し、計画の評価・検

証を行うため、毎年度、実施状況報告書を公表し、この報告書の中で、これまでの取組結果や実績のほか、今後、特に取り組むべき事項を体系別に記載しております。また、目標達成のため、再生可能エネルギーの利用や省エネルギー活動の促進に向けて市民の皆様や事業者への支援を行っております。

引き続き、継続的な効果検証や新たな技術開発等の動向を注視しながら、目標達成に向け

て取り組んでまいります。

（環境経済局）

**２．地域と連携した環境保全・美化・資源保護の推進を求める取り組み**

**重点21**

**海洋プラスチックごみ問題の解決をめざし、プラ製品の発生抑制、排出を減らすリデュース（排出抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）等環境中に放出しない方策を積極的に進めること。あわせて、容器包装・製品を問わずプラごみの回収を推進すること。**

**【回答】**

　　プラスチックのごみの削減に向けて、「相模原市一般廃棄物処理基本計画」に定めていると

おり、マイバッグ、マイカトラリー、マイボトル等の更なる利用促進や不法投棄されたプラス

チック等の環境への影響に関する情報提供を行い、発生・排出抑制から再使用・再生利用とい

った４Ｒの更なる推進に努めてまいります。

また、製品プラスチックの分別収集及び再資源化の実施に向けて、令和６年６月及び７月にモデル事業を実施しました。今後も、課題等の整理を行い、プラスチック製容器包装と製品プラスチックの一括回収に向けた検討を進めてまいります。

（環境経済局）

**３．環境負荷の少ない暮らしの推進を求める取り組み**

**重点22**

**環境負荷の小さい移動手段として自転車を利用する人が増えていることを踏まえ、自転車の交通ルールを学ぶ機会と風土の醸成、充分な走行幅を確保した自転車専用レーンの普及と安全の確保、自転車利用における保険の加入及び車両整備の促進に努めること。**

**また、電気自動車の導入促進のために、ＥＶスタンドや急速充電施設を増設し、燃料電池車、電気自動車、ハイブリット車、天然ガス自動車等のクリーンエネルギー自動車や燃費効率の高いディーゼルエンジン等の普及促進のための支援を充実させること。**

**さらに、観光地等での渋滞抑制のためにも、パークアンドライド用駐車場の整備、バスレーン違反車両の排除、バス優先信号制御など、公共輸送優先システムの充実など環境負荷の少ない交通政策を推進すること。**

**【回答】**

自転車通行環境の整備につきましては、令和６年３月に改定した「相模原市自転車活用推進計画」に基づき、鉄道駅を中心としたネットワークを形成するため、交通量や事故の状況などを踏まえ優先整備区間を設定しております。道路の状況に応じ、自転車道による車道との分離や路面標示により走行位置と進行方向の明確化をすることにより、歩行者と自転車との事故防止や安全性の向上を図っております。

引き続き、道路の利用状況を注視し、事故のおそれがある場合には、関係機関と連携し、必要な安全対策について検討してまいります。

電気自動車の導入促進につきましては、本市では、公共施設の駐車場に電気自動車(ＥＶ)の急速充電設備を設置し、ＥＶの普及促進に繋がるインフラ整備に努めております。

また、令和５年度から集合住宅、商業施設等の駐車場において居住者、利用者等が電気自動車等に電気を充電することができるよう設置する充電設備の購入費に係る補助制度を創設したほか、燃料電池自動車の購入に対する奨励金制度を継続的に実施するなど、次世代自動車(ＥＶ等)の普及促進に努めております。

環境負荷の少ない交通政策の推進につきましては、本市では「相模原市総合都市交通計画」

において、環境に優しい移動の促進を基本方針としており、公共交通の利用促進による自動車交通量の削減などの取組を引き続き、実施してまいります。

（都市建設局、環境経済局）

**重点23**

**県内のエネルギーの自給率向上および地域のセーフティーネット機能として自家発電と蓄電池を組み合わせた自立可能型エネルギーの「地産地消」体制を構築すること。また、様々なエネルギー（発電方法）のベストミックスと電力供給の効率化システムの構築を促進するとともに再生可能エネルギー普及への取り組みを推進すること。**

**【回答】**

　　本市では、継続的に公共施設等への再生可能エネルギーの導入に取り組んでおり、本年度

から学校施設への太陽光発電設備、蓄電池等の再生可能エネルギーに係る設備の導入を進め

ており、エネルギーの地産地消に向けた取組を推進しております。

再生可能エネルギーの普及に向け、公共施設や住宅等への太陽光発電設備・蓄電池の導入

促進、清掃工場のバイオマス電力の公共施設への利活用、再生可能エネルギー比率の高い小

売電気事業者や、地産地消エネルギーを取り扱う小売電気事業者の利用の促進などの施策を

検討してまいります。

（環境経済局）

**【教育・人権・平和政策】**

**重点24**

**子どもたちが安心して学び学校生活を送ることができる環境を構築し、教員が一人ひとりの子どもと向き合い、子どもたちの学びを十分に保障するため、学校における働き方改革・ＤＸを促進すること。また、４月新学期時点を含め通年で欠員が生じないよう、計画的な採用による人材確保を確実に行うこと。あわせて、教員定数の拡充をはかるとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポートスタッフ、ＩＣＴの専門スタッフなどの人的措置により教員の業務負担の軽減をはかること。並びに、中長期を見据えた教育人材の育成・確保のための施策を実施すること。**

**【回答】**

　　学校における働き方改革につきましては、「第２期　学校現場における業務改善に向けた取

組方針」に掲げた取組を着実に実行することで、時間外労働の改善に努めるとともに、本年度

５月に立ち上げた「若手職員による学校現場改善プロジェクトチーム」の検討結果なども踏ま

え、学校と協働して積極的に取り組んでまいります。

学校におけるＤＸにつきましては、学校の情報化推進ガイドラインに基づき、デジタル技術

の活用による校務のＤＸ化に係る取組を推進するとともに、更なる業務の効率化に向けて、取り組んでまいります。

青少年教育カウンセラーにつきましては、現在７９名体制で市内全小中学校等に週１回から

２回派遣し、様々な課題を抱える児童生徒やその保護者に対する心理面からの支援を行っております。

スクールソーシャルワーカーにつきましては、令和３年度から、一人当たり２中学校区を２

日ずつ担当する拠点校・巡回校型を新たに導入し、本年度は１５名体制で、３０中学校区へ配

置するとともに、他の６中学校区につきましては派遣校型として教育局所属の社会福祉職が対応する相談・支援体制をとっております。

今後も、諸課題に対する一層の早期発見と迅速な対応や解決に向け、青少年教育カウンセラ

ー及びスクールソーシャルワーカーの効果的な配置について検討してまいります。

スクール・サポート・スタッフにつきましては、主に教員の事務補助を担っており、教員の

子どもと向き合う時間の確保や負担軽減にもつながることから、全校配置を目指し増員に取

り組んでまいります。

ＩＣＴの専門スタッフにつきましては、本年度は小学校及び義務教育学校に３５回、中学校

に２６回派遣し、授業における児童生徒への支援や、タブレットＰＣを活用した授業づくり、

校務における機器操作補助などを実施しております。

教員の人材確保につきましては、教員定数の確保に向けて、国と連動した取組を行うととも

に、教職や相模原の魅力を伝える取組の拡充、候補者選考試験の見直しなどを行い、計画的に

正規教員の採用に努めてまいります。また、欠員が生じた場合の対応につきましては、引き続

き、代替教員や非常勤講師の任用を進めることで、通年で人材確保に取り組んでまいります。

（教育局）

**２．学びを支える環境をめぐる課題に対する取り組み**

**重点25**

**中等・高等教育機関への進学のための自治体独自の給付型奨学金制度および、返済支援制度を創設・拡充すること。あわせて貧困等を理由とする教育格差を再生産しないために、教育に対する国の責任として給付型奨学金および必要な子どもに対する伴走型支援の拡充と地方自治体に対する財政支援を国に求めること。**

**【回答】**

　　高校生を対象とした本市独自の給付型奨学金制度につきましては、経済的理由により高等

学校等における修学が困難な方に対して、入学時の入学支度金も含め、返還不要の奨学金を給

付しております。

　　また、神奈川県が国の補助金を活用して実施している高校生等奨学給付金や、自治体が地域

の実情に応じて実施している給付型奨学金制度につきましては、授業料以外の学校教育費を賄

うことができるよう、引き続き、国に対して必要な財政支援等を要望してまいります。

　大学生を対象とした本市独自の給付型奨学金制度及び貸与型の奨学金に対する返済支援制

度を創設することや給付型奨学金の拡充を国・神奈川県に求めることにつきましては、国や民

間が実施している様々な制度を踏まえ、必要性を検討してまいります。

　　（教育局、こども・若者未来局）

**重点26**

**外国につながる子ども達が県内で増加している。義務教育への就学、高等学校への進学、就労、それぞれの段階で言語や生活習慣の相違等様々なことに起因する困難が生じ、結果として教育格差・生活格差が生じている。外国につながる子どもとその家族を地域の中で孤立させず、保護者も含めた必要なサポート体制が取られるよう施策を展開すること。**

**【回答】**

　　外国につながる子どもとその家族への支援につきましては、日本語指導講師や日本語指導

等協力者を派遣することによって在籍校で教員と連携を取りながら支援できる体制を構築し

ております。また、保護者への支援につきましては、母語通訳を派遣するなど、保護者と教員

の相談活動等を支援できるようにしております。

今後も、日本語指導を必要とする児童生徒の増加や教育的ニーズに合わせて対応できるよう

取り組んでまいります。

また、さがみはら国際交流ラウンジでは、外国につながる児童、生徒を対象として、ボラン

ティアによる教科学習の支援や小・中学校入学前相談会等を実施しております。また、来日し

たての外国人市民等を対象とした「生活ガイダンス」による日本の文化や制度の紹介や外国人

無料相談の実施など、継続的に取り組んでまいります。

（教育局、市民局）

**３．差別やハラスメントのない共生社会をめざす取り組み**

**重点27**

**ジェンダー平等社会の実現に向け、「第３次さがみはら男女共同参画プラン」の浸透をはかり、地域・職場・教育現場において日常の様々な場面で直接・間接差別の要因となる社会制度・慣行の見直しを推進すること。また、県内すべての市町村でパートナーシップ制度が導入されたが、市町村ごとに制度の相違があり連携に課題が残っている。すべての希望する人が権利行使できるよう、都市間連携の拡大に向け制度の見直しを進めること。**

**【回答】**

　性別によって役割を分担するなどといった社会慣行の見直しや意識の改革を図るため、様々

な講座等を開催するとともに、男女共同参画社会の実現を目指す情報誌「ともに」を作成し、公共施設や銀行、郵便局等への配架、事業所や学校への配布を行うなど、幅広く意識啓発を行っております。

教育現場においては、「人権教育指導資料集Vol.６～男女共同参画社会の実現に向けた人権教育の推進～」を発行し、教職員に周知しております。また、学校訪問研修の中で、指導主事が男女共同参画社会の実現に向けた人権教育について触れ、教職員が児童生徒の人権教育に活かすことができるようにしております。

今後も、様々な機会を捉え、社会慣行の見直しや意識の改革につながる取組を実施してまいります。

パートナーシップ制度導入自治体との他自治体との連携につきましては、川崎市、横浜市

との連携のほか、パートナーシップ制度自治体間連携ネットワークへの加入により、全国

１６９自治体との連携をしております。引き続き、自治体間の制度の相違等を踏まえつつ、連携による転居時の手続きの負担軽減に努め、性的少数者の生きづらさの解消に取り組んでまいります。

（教育局、市民局）

**重点28**

**社会的少数者に対する差別を禁止し、差別被害調査や差別被害救済措置など、人権尊重のまちづくりを推進する取り組みの具体的内容の公表・共有を進めること。**

**【回答】**

令和６年３月に制定した「相模原市人権尊重のまちづくり条例」では、不当な差別的取扱いを禁止し、それにもかかわらず不当な差別的取扱いを受けた場合には、救済を図るため、申立てに基づき助言、あっせん等を行うことを定めております（救済については令和７年度４月までに施行予定）。このほか、「相模原市人権施策推進指針」にのっとり人権尊重のまちづくりに関する施策を推進することや、施策を効果的に推進するため必要な調査及び情報の収集を行うことなどを定めております。

同条例に基づく施策については、広報さがみはらや市ホームページ、リーフレットなどを用いて周知に努めており、今後も、機会を捉えて周知に努めてまいります。

（市民局）

**４．安心して暮らし、働き、携わることのできる社会の実現に向けた取り組み**

**重点29**

**県内米軍基地は12施設あり近年その機能が付加強化されてきている。周辺住民の不安を解消し、安全で快適な生活を送れるよう、日米地位協定の抜本的な見直しはもとより、基地の整理・縮小・返還、強化されてきた機能の整理縮小、自治体や住民に対する速やかな情報提供を国に強く要請すること。**

**特に近年、県内米軍基地周辺では、河川・流出地下水から国の目標値を超える有機フッ素化合物（PFAS）の検出が報告されていることから、基地内における実態把握や緊急対策について早急に調査および回答を求め、必要に応じて県の立ち入り調査を求めること。**

**【回答】**

　本市では、これまで、貴連合や市議会、市自治会連合会等で構成される「相模原市米軍基

地返還促進等市民協議会(以下「市民協議会」と言います。)と共に、基地機能の整理・縮小・早期返還に向けて取り組んでおり、市民生活やまちづくりなどのために緊急に必要な部分につきましては、一部返還又は共同使用を国及び米軍に対して求めております。また、基地近隣住民に不安を与えるような基地機能の強化等を行わないよう、国及び米軍に対し求めております。

今後も、基地機能の整理・縮小・早期返還に向けて取り組むとともに、基地機能の強化等を行わないよう、国及び米軍に対して求めてまいります。また、基地周辺住民の皆様の不安解消に資するよう、引き続き、適時・適切な情報提供に努めてまいります。

日米地位協定の見直しにつきましては、本市では、かねてから、神奈川県基地関係県市連絡協議会の構成自治体である神奈川県及び基地関係市と共に、事件・事故の防止や環境対策など様々な観点から、条項ごとに改善点を国に示しているほか、市民協議会と共に見直し・運用改善等を強く求めております。

今後も、日米地位協定の見直しにつきまして、神奈川県基地関係県市連絡協議会の構成自治体と連携し、基地周辺住民の不安解消を目指し、安全で快適な生活を送れるよう市民協議会と共に国及び米軍に求めてまいります。

また、有機フッ素化合物につきましては、令和５年１月に市内の米軍関連施設の排水に含まれるＰＦＯＳ及びＰＦＯＡの調査を実施し、暫定指針値を下回っていることを確認しており、現時点で立入調査を要請する予定はございません。

なお、キャンプ座間及び相模総合補給廠を含む在日米軍施設における全ての旧式水成膜泡消火薬剤がＰＦＯＳ等を含まない新式組成の水成膜泡消火薬剤に交換された旨について、防衛省から情報提供を受けております。

（市長公室、環境経済局）

**重点30**

**国家の主権および国民の生命と安全にかかわる重大な問題である北朝鮮による日本人拉致問題の風化を防ぎ、一日でも早い帰国を実現するため、国と連携しさらなる啓発活動に取り組むとともに、県民集会を開催するなど、県民・市民への世論喚起の充実に取り組むこと。**

**【回答】**

　　北朝鮮当局による日本人の拉致問題につきましては、これまで北朝鮮人権侵害問題啓発週間（毎年１２月１０日～１６日）にあわせた啓発事業や、国や神奈川県、他市と連携した啓発活動を行ってまいりました。今後も、国の動向を踏まえながら、拉致問題への関心と理解を深めるための啓発活動を進めてまいります。

（市民局）

**【行財政政策】**

**１．ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）の確保に向けた取り組み**

**重点31**

**消費者による不当な要求、悪質なクレームや暴力などのカスタマーハラスメントは、小売り・サービスの現場にとどまらず、輸送・運輸、医療・介護・子育て支援さらには公務の職場においても増加しており、働く環境を著しく阻害している。カスタマーハラスメントにかかわる実態調査等を行い、対応策を検討するための政労使が参画する枠組みを早急に構築すること。また、倫理的な消費者行動を促進するための施策を推進すること。**

**【回答】**

　　カスタマーハラスメントへの対応につきましては、国や東京都において労働者を守る対策等について、議論を進めていることから、その動向を注視してまいります。

倫理的な消費者行動を促進するための施策につきましては、消費者政策としての対応の可否も含めて、検討してまいります。

（市民局、環境経済局）

**重点32**

**公共調達における公正労働の確保は、地域で働く者の適正な労働条件の確保などディーセント・ワークの実現を促すとともに、その大部分を受注する地元の中小企業における適正な価格転嫁のための環境整備を促進するために重要な取り組みである。公契約(公共調達)の管理運営における、公契約条例の効果を検証し公表すること。**

**【回答】**

　本市においては、公契約条例対象の案件について、労働者に対する報酬支払額を記載した

労働状況台帳の提出を受注者に義務付けるとともに、現場視察を行い、事業者と労働者、双

方に聞き取り調査をするなど、労働環境の把握に努めております。

また、相模原市労働報酬等審議会からの意見や関係団体等の要望を伺う中で、条例の実効

性の確保に向けて取り組んでおり、相模原市労働報酬等審議会の開催後、会議録については、市のホームページへの掲載や行政資料コーナーでの配架を行っております。

　（財政局）

**２．市民・県民に開かれた議会、投票率向上を求める取り組み**

**重点33**

**若者の政治意識の醸成に向けた、参加しやすく、わかりやすい主権者教育の機会を拡充すること。また、投票機会の確保を念頭に共通投票所設置の拡大、期日前投票時間の弾力的な運用等「行きやすい投票所」の拡大に取り組むこと。あわせて、そのための予算と人員の確保を行うこと。**

**【回答】**

　参加しやすく、わかりやすい主権者教育の機会の拡充につきましては、小学生から大学生

を対象に、選挙についての出前授業や架空の土地の活用方法を題材にした模擬投票を実施し

ております。また、生徒会役員選挙などで、本物の投票箱や記載台などの物品を貸出しなど、

選挙への関心を高める取組を行っており、今後も、多くの学校で実施できるよう、取り組ん

でまいります。

「共通投票所」の設置につきましては、投票資格を確認するにあたり、全ての投票所を通

信回線で接続する必要があります。現状では回線の敷設やセキュリティの確保等に課題があ

るため、導入が困難な状況ですが、引き続き、他自治体の状況なども参考にしながら、設置

の可能性について研究してまいります。

また、行きやすい投票所として、期日前投票所を公民館や総合事務所など、地域に密着し

た施設に設置するとともに、利便性を高めるため、駅に直結した建物内にも設置し、午後８

時まで実施しております。

今後も、投票所の充実を図るため、利便性や費用対効果を考慮しながら必要な予算と人員

　の確保に努めてまいります。

　（行政委員会事務局）

**３．ジェンダー平等社会実現に向けた課題への対応を求める取り組み**

**重点34**

**若者や女性、子育て中の人など、これまで政治から遠いと考えられてきた人たちの当事者性を高めるため、候補者・議員の仕事と生活の両立を支える環境整備や、政治活動、選挙期間、議会等における、あらゆるハラスメントを対象とした対策の強化を行うこと。**

**【回答】**

　議員活動と家庭生活との両立支援など、議員活動をしやすい環境づくりは重要なことと考

えており、相模原市議会では、女性をはじめ、多様な人材の市議会への参画を促す環境を整

備するため、本会議や委員会の欠席事由として育児・看護・介護・配偶者の出産補助等につ

いて市議会会議規則に明文化するとともに、出産について産前・産後期間にも配慮した規定

の整備を行っております。

また、市議会基本条例においてハラスメント行為を厳に慎む規定等を追加し、議員を対象

としたハラスメント防止のための研修を実施しているほか、議員又は職員へのハラスメント

事案が発生した際、市議会として必要な対応が迅速かつ適切に行えるよう手順を定めており

ます。

今後も、多様な方々の市議会への参画を促す環境づくりやハラスメント根絶に向けた取組

を進めてまいります。

　（議会局）

**重点35**

**旧姓の通称使用に限界が来ていることを踏まえ、国への民法改正の働きかけを強化すること。また、法改正までの間、神奈川県内におけるパートナーシップ制度の適用状況なども踏まえ、県としての制度導入に取り組むとともに、ファミリーシップ制度の確立に向けた取り組みを進めること。**

**【回答】**

　本市では、令和２年４月からパートナーシップ宣誓制度を運用しております。引き続き、

当該制度により性的少数者の方の自分らしい生き方の後押しや、生きづらさの解消に取り組

んでまいります。

制度の拡充につきましては、他自治体における影響や効果等について、調査、研究してま

いります。

　（市民局）

以　上

【受付No.２０２４－６】